第１章　質的データ・アンケートの実施とその結果

― アンケート全体の集計結果 ―

井出 裕久

１．調査の概要

(1) 現状認識と目的

「質的調査データの管理・保存に関するアンケート」は、以下の現状認識と目的のもとに行なわれた。長文になるが、「アンケートへのご協力のお願い」から引用しよう。

> 近年、質的な調査法はさまざまな領域へ広がり、研究成果が着実に蓄積されています。その一方で、質的調査に取り組む研究者は、実際の調査の産物としてインタビュー・テープや写真、フィールドノートなど、さまざまな質的資料を手元に抱えており、今後、これらの資料をどのように扱っていけばいいのかという問題に直面しています。とくにいま、歴史的に貴重なデータや研究資料のアーカイヴ化が多方面で関心を呼んでいます。質的調査資料やデータの管理・保存はいかにあるべきかを考える時期になっています。そこで、私たちは、本年度より科学研究費の研究助成を受けて、質的データ・アーカイヴ化の現状と問題を考える調査研究に取り組むことにいたしました。
>
> このアンケートは、インタビューや参与観察、資料収集などを中心にした質的な調査活動をおこなっている方々に、インタビューを録音したテープやメモリー等の記録媒体、あるいは日記や手紙等のパーソナル・ドキュメントなど、質的調査活動で得た資料や記録媒体の管理・保存状況についてお尋ねするものです。
>
> 回答は、今後、質的調査データの管理・保存をどのようにしていくべきかを検討するための基礎的な資料として活用させていただきます。

以上のように、本調査の目的の第一は、質的調査に携わってきた方たちが、質的調査活動でどのようにテータを得て記録し、記録媒体をどのように管理・保管されているかという、質的調査データの管理・保管の状況を知ることである。あわせて、質的調査データの管理・保存、アーカイブ化に関する意見・考えを伺うことも、重要な目的として設定した。本調査は、このような目的をもつ探索的な調査として企画された。

(2) 調査内容

質問紙は、大きく４つの部分で構成した。

a) 「今までに取り組んだ質的調査とそこで得られた資料など」について
b) 回答者自身が行なった「質的調査データの二次利用やデータの公開」に関する考え（自由記述）
c) 「調査データの管理・保存」についての「意見」（自由記述）
d) 回答者自身について（性別、年齢、専門領域（任意：氏名、連絡先））

調査票冒頭で「これまでに複数の調査経験のある方は、主な調査１つ、もしくは３つまでに絞って」回答を依頼した。したがって、調査票の全体の構成は、最初に「まず、このアンケートで回答する調査の数」について記入を求めたうえで、「１つめの調査」に関する a)の質問および b) c) d)の質問をし、さらに「２つめの調査」に関する a)の質問、「３つめの調査」に関する a)の質問を付した。

a)の「今までに取り組んだ質的調査とそこで得られた資料など」で質問した項目は、以下のとおりである。

調査テーマ、調査形態（単独調査・共同調査・その他）、調査メンバーの人数と回答者の果たした役割、調査開始時期、調査期間、調査で得たデータの種類、インタビューの記録方法と記録媒体と保管方法、インタビュー許諾の有無（実施時、報告書・論文作成時）、インタビューのトランスクリプト作成の有無と作成形態、インタビュー以外の調査データの保管、調査の成果物

探索的な調査を意図したため、インタビューを記録保存している媒体、記録媒体の保管方法、インタビュー以外の調査データ（文字資料、写真、動画など）の保管方法などについては、選択肢を設けずに「具体的に」自由に記述してもらった。

(3) 調査の方法と時期

依頼状と質問紙、返信用封筒を郵送し、記入した質問紙を返送してもらう郵送法で行なった。調査時期は、2012 年 2 月である。

(4) 調査対象と回収数

日本オーラル・ヒストリー学会、生活史研究会、ライフストーリー研究会の会員を調査対象とした。その際、日本オーラル・ヒストリー学会およびライフストーリー研究会からは会員名簿の提供を受けて質問紙などを発送した。生活史研究会会員へは、同研究会事務局の会員名簿を提供しないという方針にしたがって、発送作業を同研究会事務局に依頼した。

これらの学会・研究会の複数に所属している場合がある。実際、私たち４人のうち３人はそれに該当するが、上記のしかたで発送したため、日本オーラル・ヒストリー学会、ライフストーリー研究会の会員と生活史研究会の会員との重複チェックはできなかった。したがって、調査票を２通受け取った対象者がいるが、その場合は１通のみの返送を依頼した。

350 通を発送し、133 通が返送された。うち有効回答は 131 通であった。なお、上記のように、生活史研究会会員と他２団体会員との重複数が確認できないため、回収率は算出できない。

２．調査結果の概要

(1) 回答者の属性

回答者の属性については、氏名・連絡先（任意）、性別、年齢、専門領域を尋ねた。有効回答 131 の回答者の属性は以下のとおりである。

性別は、男性 58 人、女性 69 人、無回答 4 人であった。

年齢を 20 代から 70 代の年代で尋ねた結果は表１－１のとおりである。30 代、40 代、50 代で７割以上を占めている。

表１－１　回答者の年齢と性別　n=131

年齢		20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代以上	無回答
総数	実数（人）	4	31	30	35	16	11	4
	割合（%）	3.1	23.7	22.9	26.7	12.2	8.4	3.1
性別（人）	男性	2	18	11	13	8	5	1
	女性	2	13	17	22	8	6	1
	無回答	0	0	2	0	0	0	2

専門領域については、表１－２のように社会学、心理学、歴史学、文化人類学、教育学、民俗学の６領域と「その他」の選択肢を設けて「主なものに１つ○をつけてください」と尋ねた。しかしながら、複数回答の方が６人いた。

表１－２　専門領域　n=131

専門領域	社会学	心理学	歴史学	文化人類学	教育学	民俗学	その他
人数（人）	68	1	19	12	13	5	17
割合（%）	51.9	0.8	14.5	9.2	9.9	3.8	13.0

「その他」として「具体的に」記された領域としては、物理学、看護学、アーカイブズ学、記録管理学、人文地理学、社会デザイン学、経営史、労働関係論、賃金問題研究、社会福祉学、通訳学、翻訳学、社会言語学、日本語教育などがあった。

(2) 調査事例

a) 回答事例数

１人の回答者が答えた調査事例の数は、前述のように異なっている。その内訳は、1 事例が 83 人（83 事例）、２事例を答えた人が 23 人（46 事例）、３事例が 25 人（75 事例）であり、合計で 204 事例についての回答が得られた。

b) 調査テーマ

調査テーマは、「具体的に記してください」として自由に記述してもらった。回答は形式・内容ともに多様であった。形式的には、１つの単語で答えたものから文章で詳しく説明したものまでさまざまであった。また、内容としては、さまざまな属性・経験をもつ個人を対象にしたものだけでなく、地域や組織・集団を対象としてものもあった。さらに、調査地も国内だけでなく海外で調査を行なったものも含まれていた。

本調査はオーラル・ヒストリー学会、ライフストーリー研究会、生活史研究会の会員を対象にしている。そこで、これらの学会・研究会の会員にとって鍵概念と考えられる用語を含むテーマを数えあげた。その結果、「ライフヒストリー（ライフヒストリー）」」を含むテーマが 17 事例、「生活史」を含むものが 16 事例、「ライフストーリー（ライフストーリー）」が 15 事例、「オーラルヒストリー」が 1 事例、さらに「自分史」が 1 事例、「個人史」が 2 事例であった。204 事例のうち、合計 51 事例のテーマにこれらの用語が含まれていた。

全事例のうち４分の１の調査テーマにこれらの用語が含まれていたことは、ある意味では当然といえる。しかし、逆にいえば、204 事例には、生活史、ライフストーリー、ライフヒストリーなどを必ずしも調査の鍵概念とはしない調査も多数含まれているということである。

c) 調査形態

調査形態を、「単独調査」「共同調査」「その他」の選択肢を設けて尋ねた。135 事例が「単独調査」とされたが、うち 3 事例は「共同調査」も選択されていた。「共同調査」と答えられた事例は 64 事例（うち 3 事例は「単独」も選択）であった。「その他」が選ばれたのは 8 事例で、「具体的に」欄には、自治体主催の講座・企画や調査実習として行なわれた調査、自治体史編纂事業の際に行なわれた調査などが記されていた。

d) 調査開始時期と調査期間

調査開始時期は、表１－３の時期の時期に分けて尋ねた。

表１－３　調査開始時期

調査開始時期	1979 年以前	1980 年代	1990 年代	2000 年代	合計
調査事例数（%）	5（2.5）	18（8.8）	51（25.0）	130（63.7）	204（100.0）

注： 調査時期を複数回答した 4 事例はそれぞれ「新しい時期」を採用した。

調査期間は、表１－４の期間に分けて尋ねた。

表１－４　調査期間

調査期間	1 年未満	1-3 年未満	3-5 年未満	5-10 年未満	10 年以上	継続中・無回答	合計
調査事例数	34	58	43	38	28	3	204
割合（%）	16.7	28.4	21.1	18.6	13.7	1.5	100.0

e）データの種類

「調査で得たデータの種類」を表１－５の選択肢のなかから「あてはまるものすべて」を選んでもらった（複数回答）。

表１－５　得られたデータの種類　n=204　複数回答

データの種類	インタビュー	写真	映像資料	日記	自分史自伝	手紙	家計簿	その他の文字資料	自分のフィルドノート	その他
調査数	198	93	35	27	29	32	5	77	119	24
割合	97.1	45.6	17.2	13.2	14.2	15.7	2.5	37.7	58.3	11.8

f）インタビュー記録の方法と使用機器

得られたデータの種類として「インタビュー」を選んだ回答者に、「インタビューはどのように記録しましたか？」と尋ねた。質問文を作成した段階では、単一選択を意図したが、複数の選択肢が選ばれた調査事例があった。回答者の意図があるものと判断して、「筆記」と「録音/録画」の両方が選ばれている場合は、「筆記と録音/録画の併用」として集計するなどの処理はしなかった。

表１－６では、「筆記」は 24 事例で選ばれているが、「録音/録画」「併用」の２つも選ばれた事例が 1 件、「録音/録画」も選ばれた事例が 8 件、「併用」も選ばれた事例が 5 事例あったため、「筆記」だけが選ばれた調査事例は 11 事例であった。同様に、「録音/録画」が選ばれた 60 事例のうち、「筆記」と「筆記と録音/録画の併用」との２つも選ばれた事例が 1 事例、「筆記」も選ばれた事例が 8 事例、「併用」も選ばれた事例が 3 事例、「その他」も選ばれた事例が 1 事例あったため、「録音/録画」だけが選ばれたのは 48 事例であった。したがって、「録音/録画」または「筆記と録音/録画の併用」が選ばれたのは、インタビューを行なった 198 事例から、「筆記」のみの 11 事例と「その他」だけが選ばれた 1 事例（具体的な記述はなかった）とを除いた 186 事例である。

表１－６　インタビューの記録方法　n=198　複数回答を含む

記録方法	筆　記	録音/録画	筆記と録音/録画の併用	その他
調査事例数（%）	24（12.1）	61（30.8）	129（65.2）	2（1.0）

録音あるいは録画した 186 事例について、「録音/録画機器としてなにを使用」したか、表１－７の選択肢をあげて「あてはまるものすべて」を選んでもらった。「テープレコーダー」（63.6%）、「IC レコーダー」（56.7%）が過半を占めている。「その他」では具体的な機器として「MD レコーダー」（3 事例）、「デジタルカメラ」（2 事例）が記されていた。

表１－７　録音/録画機器　n=186　複数回答

録音/録画機器	テープレコーダー	IC レコーダー	ビデオ	携帯電話	その他	無回答
調査事例数	118	106	29	2	6	1
割合（%）	63.4	57.0	15.6	1.1	3.2	0.5

表１－８　調査開始時期別にみた録音/録画機器　n=186　複数回答

録音/録画機器 調査開始時期	調査 事例数	テープレコーダー	IC レコーダー	ビデオ	携帯電話	その他
1979 年以前	2	2(100.0)	-(-)	-(-)	-(-)	-(-)
1980 年代	16	16(100.0)	2(12.5)	-(-)	-(-)	-(-)
1990 年代	46	42(91.3)	13(28.3)	7(15.2)	-(-)	1(2.2)
2000 年代	122	59(48.4)	91(74.6)	22(18.0)	2(1.6)	5(4.1)

「録音あるいは録画」した事例について、「インタビューを記録保存している媒体を具体的に記して」もらった（自由記述）。記述された媒体は以下のとおりである。

カセット（録音）テープ、パソコン内蔵ハードディスク、外付けハードディスク、MD、CD、CD-R、DVD、USB、SD カード、mini DV テープなど

また、単に媒体を記すだけでなく、以下のように具体的な保管のしかたが記載されていたものもあった。

① 「すべてトランスクリプト化」し（電子）ファイルまたは印字して保管している事例が複数あった。
② いくつかの事例では、パソコン内蔵ハードディスクと外付けハードディスクに保存する、さらにトランスクリプトの印字を保管するなどバックアップに配慮されていた。
③ カセットテープの録音を MP3 ファイル化して保管している事例があった。

g）インタビューの記録媒体の保管

「録音あるいは録画」した事例について、「インタビューの記録媒体はどのように保管していますか？　具体的に記して」もらった（自由記述）。

大方は、自宅や研究室のパソコン内蔵ハードディスク、書棚、押し入れなどに保管されていた。それ以外の特記すべき事例としては、以下があげられる。

① 鍵のかかるロッカーや机の引き出しに保管している
② 研究終了後破棄、勤務先退職時に破棄
③ 音声・トランスクリプトが、アーカイブ・文書館・資料館や研究所、大学などのアーカイブに保管
④ 研究室の「データ保管用棚引き出し」や持ち出し禁止の「書庫の中」に保管
⑤ 暗号化ファイルにして保存

このほかに、①④のように保管に配慮することが適切であることを認識しつつ、下記のように記された事例もあった。

> ①　パスワードを設定していない状態でパソコンに保存している。パソコン本体はカギのかからない所に保管している。　②　紙にプリントアウトされたものはカギのかからない本箱に保管している。　③　オーディオテープはカギのかからない場所に保管。

また、下記のように記録の保管が回答者の思いどおりにならなかったことが記された事例もあった。

> プロジェクトを主催した自治体がすべて保管することになっていたが、一部破棄された。
> 自治体の担当部署に永久保存を依頼したが、のちすべて破棄された。

h）インタビュー実施の許諾と公開の許諾

インタビューを実施した事例について、インタビュー実施の許諾とインタビュー内容の公開について尋ねた。該当事例は、インタビューを実施した 198 事例から、調査の性質上この質問が該当しない 1 事例を除いた 197 事例である。

まず、「インタビューを実施するに際して、調査協力者（語り手）からどのように許諾を得ましたか？」と、表１－９の選択肢をあげて尋ねた。

表１－９　インタビュー実施の許諾　n=197

実施の許諾	口頭で得た	許諾書を作成した	許諾は得ていない	その他	合計
調査事例数	143	39	7	8	197
割合（%）	72.6	19.8	3.6	4.1	100.0

「口頭で得た」が７割以上を占め、「許諾書を作成した」調査事例は２割に満たない。また、少数ながら「許諾は得ていない」事例もあるが、つぎの質問のインタビュー内容の公開の許諾（自由記述）についても「得ていない」と答えられた事例は 1 事例、無回答が 2 事例であった。

表１－10　調査開始時期別にみたインタビュー実施の許諾　n=197

実施の許諾 調査開始時期	調　査 事例数	口頭で得た	許諾書を 作成した	許諾は得 ていない	その他
1979 年以前	3	2（66.7）	－（　－）	－（　－）	1（33.3）
1980 年代	17	13（76.5）	－（　－）	3（17.6）	1（ 5.9）
1990 年代	52	45（86.5）	4（ 7.7）	2（ 3.8）	1（ 1.9）
2000 年代	125	83（66.4）	35（28.0）	2（ 1.6）	5（ 4.0）

「許諾書を作成した」調査事例について、少し詳しくみると以下のことを指摘できる。まず、39 の事例の調査者の年齢は、30 代から 70 代以上に分布しており（30 代：9 事例、40 代：12 事例、50 代：12 事例、60 代：3 事例、70 代以上：3 事例）、年齢の偏りはみられない。また、専門領域も多岐にわたっている。事例の多い順にみると、社会学が 15 事例（13 人）、教育学が 6 事例（5 人）、歴史学：4 事例（4 人）、看護学が 4 事例（2 人）となっている。

39 事例の調査テーマに注目すると、以下のテーマが注目される。

「医療・病・障害・ケアなど」12 事例：心臓ペースメーカー植えこみ後に体験した社会的困難（1965～70 年代の植えこみ者を対象に）／世界で最も長い期間、心臓ペースメーカーを植えこんで背威喝している女性の生活史／ハンセン病療養所における患者さんのインタビューをもとに、彼らが形成した患者文化を明らかにすること／・韓国におけるハンセン病「未感染児」の共学問題に関する史的研究　・ハンセン病療養所における在日韓国・朝鮮人の生活史／薬害ＨＩＶ感染被害問題／障害者の表現手段として舞台／聞こえない親を持つ聞こえる人々の体験／後天的な障害や「病い」の当事者の生活社会について／難病をもつ人の経験について／岡山県倉敷水島コンビナートによる大気汚染被害者への聴き取り調査／認知症高齢者介護家族、ケアワーカーへの聞き取り／不登校の子供をかかえる親のための会（セルフヘルプグループ？）に参加する父親にライフストーリー・インタビューを行う。語りから父親がかかえる特有の悩みについて分析する。

「戦争」6 事例：大規模暴力の経験のライフストーリー（内戦・独裁期弾圧被害）／戦争の記憶研究／第二次大戦戦場体験／戦争問題に対する当事者意識／中国帰国者のライフヒストリー／中国残留邦人の聞き書き

「民族」2 事例：韓国人日本語教員のライフヒストリー／在日コリアンとして生まれ育った在韓日本

語教師のライフストーリー調査
「性」2 事例：占領期、RAA と赤線地区における売買春の実態について／中国山西省孟県の性暴力被害女性の事実調査

i）インタビュー内容の公開の許諾

「インタビューの内容を報告書や論文に使うにあたり調査協力者（語り手）にどのように許諾を得ましたか？」と尋ね、「具体的に記して」もらった（自由記述）。

記述内容を許諾の有無、得た時期、許諾を得た形態を基準に、表１－11 のようにアフターコーディングした。インタビュー依頼時あるいは開始時、終了時に文書（許諾書など）、口頭で許諾を得た場合は、それぞれ「インタビュー時に文書」「インタビュー時に口頭で」とした。許諾を得た時期を回答から読み取れない場合は、「文書で確認」「口頭で確認」とした。「トランスクリプト・草稿確認」には、インタビュー時に口頭で了解を得ている場合も含ふくめた。無回答、非該当（非公開・未公表）、分類不能のものを「その他」とした。

表１－11　インタビュー内容の公開の許諾（自由回答　アフターコーディング）n=197

許諾方法	インタビュー時に文書で	インタビュー時に口頭で	文書で確認	口頭で確認
調査事例数（%）	18（ 9.1）	46（23.4）	10（ 5.1）	17（ 8.6）

トランスクリプト・草稿確認	成果物送付	発表後口頭で	得なかった	その他
62（31.5）	7（ 3.6）	1（ 0.5）	5（ 2.5）	31（15.7）

「インタビュー時に文書で」「インタビュー時に口頭で」「文書で確認」「口頭で確認」「トランスクリプト・草稿確認」という公表のまえに何らかのかたちで許諾を得ている事例は、８割近くになる。一方、「成果物送付」「発表後口頭で」という事後承諾や「得なかった」ものも 13 事例（6.6%）あった。ただ、調査者と調査協力者（語り手との関係）やテーマ、インタビュー内容の利用の仕方によっては、許諾を得ないことが適切さを欠くとは一律にはいえないかもしれない。許諾を「得なかった」事例のなかには、「長年の信頼関係にもとづいて、具体的な許可はえていない」と記されたものもあった。

j）トランスクリプト

インタビューのトランスクリプト作成の有無を、インタビューを行なった 198 事例について尋ねた。「作成した」が 169 事例（85.4%）、「作成しなかった」が 27 事例（13.6%）、無回答が 4 事例（2.0%）であった（複数回答を含む）。

また、トランスクリプトを「作成した」と答えた 169 事例について、トランスクリプトの形式を尋ねた。「全体の逐語起こしをした」が 135 事例（79.9%）、「テーマに沿って部分的に起こした」が 25 事例（14.8%）、「要約的に起こした」が 21 事例（12.4%）、「その他」が 4 事例（2.4%）、無回答が 1 事例（0.6%）であった（複数回答を含む）。

k）インタビュー以外の調査データの保管

「インタビュー以外の調査データ（文字資料、写真、動画など）」を「どのように保管していますか？」と尋ね、「具体的に記して」もらった（自由記述）。自由記述のため、書き方はさまざまであった。多くの事例が、「自宅」「自宅、書斎」「研究室」などの場所、「現物は封筒にいれ、スキャンしたものをハードディスクに保存」、パソコン、ハードディスク、CD、DVD、USB メモリーに保存、

本棚やファイルボックス、（紙を綴じる）ファイル、大型封筒に入れるなど保管の仕方が記されている。

保管の仕方については、「写真などは紙焼きしてアルバムに入れているが、特に系統だったインデックスをつけるなどの整理をしていない。文字資料は単にファイルに入れてあるだけです」と十分な整理をしていないと認識されているものがある一方で、以下のようによく整理されていることが伺える記述もあった。

> インタビュー以外のデータなし文字資料は各章ごとにファイルやBoxへ入れ保管しています。自分が撮影した写真、本人提供、関係者からのものなども写真ファイルを各章ごとに作成し、ネガとともに該当する文字資料のファイルのすぐ後ろに入れて保管しています。各章は女性ジャーナリストの氏名になっています。年月日もファイルのラベルにすぐ分かるように手書きで記入しておきました。

特記すべき事項として、以下のことがあげられる。

① 52事例の共同調査が含まれている。多くは共同調査であることが伺える書き方はされておらず、単独調査の記述と区別がつかなかった。共同調査であることが分かる書き方がされていたのは、13事例であった。その書き方は２とおりある。１つは、データが共同的に保管されていないことの認識にもとづいて記されている（8 事例）。たとえば、「各人が個別に保管」などと書かれ、より詳しい記述としては以下がある。

> 4人の共同調査であったが、報告書や書籍は分担して執筆したので、それぞれ必要に応じて調査データを整理し保管した。個人的に保管した調査データの保管状況については把握していないが、少なくとも私自身はまとめて保管してある。

これに対して、「写真のみ個人として保管」「各自が保管、私とチーフはすべてを保管」「映像以外は責任者のもとにある。一部は資料館に、映像は記録者に」など、一定の共同的な保管がなされていることが分かる調査事例もある（5事例）

② 19 事例で文字資料（紙）や写真などをスキャナーで読みとって電子化していることが記されている。「現物は封筒にいれ、スキャンしたものをハードディスクに保存」として、データの二重化を図っている例もある。また、「ビデオで入手したものは、1980年代のものであり、対象団体にとっても現在希少なものと知り、入手後DVDに焼き直して保管しています」と再生可能性の確保という観点からの記述もあった。

③ 日記、賞状、写真、手紙、弔辞などは、（コピーを手許に置き）原本は調査協力者に返却（5事例）という記述があった一方で、調査協力者の「許諾したもの以外はすべて破棄した」（1 事例）という記述もあった。

④ 「職場の鍵のかかる部屋（個人の研究室）の鍵のかかる棚に保管」「パスワードをかけた上で電子データとして保管」と記され、データのセキュリティに配慮されていることがわかる記述もあった。

l）成果物

「調査データはどのような成果物となりましたか？」と尋ね、表１－12のように選択してもらった。

表１－12　成果物　　n=204　複数回答

成果物	論文	書籍	報告書	その他	無回答
調査事例数	124	63	55	37	7
割合（%）	60.8	30.9	27.0	18.1	3.4

「その他」には、学会・研究会・専門職団体での発表、学会抄録、アーカイブス資料、記念文集、自費出版、市史、自治体の刊行物、聞き書き集、小説などが「具体的に」欄に記されていた。

３．自分の調査データの二次利用やデータの公開

「質的調査データの二次利用やデータの公開に関して、ご自身の調査データについてはどのように考えていますか？」と尋ね、自由に記述してもらった。

多くの方に長文の記述をしていただいたが、記述内容は多岐にわたり、それを網羅的にアフターコーディングして賛否などの全体像を示すことはむずかしい。そこで以下では、示された考えから酌みとった論点を示し、そのような論点が示されている回答を掲載した（冒頭の番号は質問紙番号、（ ）は専門領域）。

(1) すでに公開、実質的に公開

すでに公開されている（80）、あるいは、印刷物で「全文公開」（18）、「インタビュー記録や調査の集計データ」を「網羅的に掲載した」（105）ので実質的に公開している。

80－（歴史学）女性の訴訟に関するものは公開している。二次利用されている。

18－（歴史学）今回の調査では調査結果を原則的に全文印刷公開したので、二次利用やデータ公開の心配はしなくてもよい。これは助かります（以前の調査で集めたデータは、当時の勤務先に残したままで気になります）。

105－（社会学）報告書に、インタビューの記録や調査の集計データについてほとんど網羅的に掲載したので、調査データの二次利用やデータの公開はとくに考えていない。

(2) 公開・二次利用の意義

質的調査データの公開には、「研究の蓄積」（19）、「他者によるデータチェック」（51）という観点から意義が認められる。さらに、「調査協力者への負担」(9)の軽減の点からも重要である。

19－（社会学）一般論として、研究の蓄積という点で生産的（プロダクティブ）であるので、個人的には二次利用・公開について賛同しています。

51－（社会学）インタビュー・テープの音声や書きなぐったフィールドメモなどを第１次資料とし、トランスクリプトや、そこに引用する形で埋め込んだフィールドメモなどを第２次資料とした場合、論文や報告書の直接のデータは、第２次資料に依拠しており、この第２次資料はデータとしての信憑性・実在の担保として原則的には公開できるものであることが望ましい。ただ、それは二次利用のためというよりは、他者によるデータチェックを想定してのことである。第１次資料の公表は、特殊な場合を別にすれば考えていない。ライフストーリー・インタビューは、いわゆる〈作品〉としてや、研究書の形で刊行された場合、それ自体がデータとなり、他の研究者が再解釈の試みに使用する例はある。刊行物としての公表は調査者にとって一番望ましいが、学術出版不況のいま、刊行されずにお蔵入りしているデータはかなりあると思うので、質的データ・センターのようなものを運営し、そこに一定の形で寄贈したものには研究上の業績とされる仕組みが必要だと思う。

9－（社会学）先行研究の検討に合わせて、二次分析は調査協力者への負担という視点からも重要だと思う。

(3) 調査協力者の許諾とデータの固有性・文脈

質的調査データの二次利用やデータの公開について、「ご自身の調査データ」について考えを問われている。調査協力者には「二次利用はしない」（25）と伝え、「公開」に関する許諾は得ていない（29、48）。本人の許諾を得ずに「二次利用や公開をすることにはためらいがある」（65）。

調査データは、「インフォーマントとの信頼関係にもとづいて入手出来たデータ」（46）であり、「インタビューは調査者と協力者と共同作業なので」（81）二次利用できるかどうか疑問である。

「文脈や聞き手との関係に依存する割合が強いものであるほど」公開はむずかしいだろう（29）。「文脈なしにデータがひとりあるきすることには危険を覚え」る（88）。

公開を前提にした許諾を得ることになれば、（調査協力者との関係が異なるものになり）「回答・ナラティブ」も「異なったものになる恐れがある」（29）。もし公開とくに音声データの公開を求めたら、そもそも「インタビューに応じてくれないのではないか」（65）。

25－（保健医療・看護学）・二次利用はしない～調査協力者にもそのように伝えている。個人の特定にならない方法で分析したい。そうすると個人の Data が誰のものかが分からなくなり、協力者本人は納得できない状況になるかも。・データの保存期間は１年間でそれを過ぎると録音は消去することを協力者と約束している。

29－（その他）公開を前提とした許諾を得ておらず、また現在、政治的対立をよんでいる歴史的経験にかかわっているため、現在所有のインタビュー・データの公開は不可能であると考える。文脈や聞き手との関係に依存する割合が強いものであるほどむずかしいであろう。（インタビューした対象は 20 人前後にのぼる）。対象者によっても異なるし、内容（回答・ナラティブ）も（文脈についての了解のない不特定多数への公開を前提とした許諾を得ることになれば）異なったものになる恐れがあるので、聞き取りにも影響する。

46－（社会学）データの公開は考えていない。インフォーマントとの信頼関係にもとづいて入手出来たデータだと確信している。

48－（歴史学）基本的には賛成だし、公開システムの必要性を感じている。ただ、ライフヒストリーにかかわる聞き取り内容は、公開するには微妙な面もあり、「貴方には言うけれど」的な内容も多かった。公人ではない一般人のデータはどのように扱えば良いのか、御親族が健在である今、公開に躊躇する。そもそも語り手には、論文にしたいとは説明しましたが、一般向け（他の研究者）に公開する許可はいただいていない・・・・。

81－（社会学）データを公開することで、資料が共有でき、とても良いことだと思います。個人としては、データを公開しても大丈夫だと思います。しかし、二次利用は様々な難しい点が伴う気がします。もとより、インタビューは調査者と協力者の共同作業なので、違う人に対して違うことを語ってしまうことが多々あります。二次利用できるかどうかは少し疑問です。

88－（教育学）文脈なしにデータがひとりあるきすることには危険を覚えます。二次利用を可能にするには、語り手の許諾を慎重にとる必要があると思います。その危険性も説明した上で、ということだと思います。

65－（社会学）自分を信頼してプライベートな内容を含むインタビューに応じてくれたので、本人の許可を取らずに二次利用や公開をすることにはためらいがある（歴史的価値があろうとも、亡くなった方であろうとも）。個人的にはネットで本人特定などされそうで、テキスト仮名公開も否定的です。また、仮名のテキストはともかく、音声データなどの一般公開を求めたら、インタビューに応じてくれないのではないか。

(4) 「許諾」をめぐる困難

公開を前提にしてインタビューしていないので、「公開は難しい」（67）。しかし、「「調査の資料を作られる」経験」をもたない調査協力者に公開を前提にした許諾を求めても、「判断に困られる」（55）のではないか。また、許諾を得たとしても、公開の適否・可否は「その時の状況」（24）によって変わるのではないか。

67－（文化人類学）インタビューをする際には、プライバシーを保持します、という前提で行い、それ以外の使途については想定していなかったので、公開は難しいと思います。（ほとんどの方がお亡くなりになりました）但し、上記著書では実名で公表している方の記述もあります。

55－（社会学）二次利用にしても公開にしても、協力者の方々に了承いただくことが最も重要なので、データは協力者の方々の求めるように処理したいと思います。ただし、協力者の方々にしても「調査の資料を作られる」経験を持たず、保存のことを直接おたずねしても判断に困られるだろう、とは考えています。

24－（－）……許諾書の有無よりも、その時の状況によって変わるものだと思う。……

47－（社会学）破棄依頼などがあったことを考えると、データアーカイブ化は困難と考える。

⑸ 音声データのむずかしさ

録音は、音質の問題や雑音、中断があることに加えて、固有名詞など語り手や関係者のプライバシーに関わる部分の編集の必要性を考えると、公開はむずかしいのではないか。

104－（民俗学）録音データを公開する価値はあると思う。しかし本人の許諾（亡くなった場合は家族の許諾？（既に亡くなった方もいます））が必要だと考えるので、難しいと思います。さらに、固有名詞も多く登場するため、プライバシーを守る必要もあり、公開は難しいと思います。

111－（その他）……音声については、音質があまりよくなかったり、背景の声や音が入ってしまったり、来訪者が来たり電話が鳴ったりして中断した場面があり、公開には適していないように思います。内容的にも語り手および関係者のプライバシーに係る部分もありますので、仮に公開できるとしても編集済の逐語録だと思います。……

４．調査データの管理・保存に関する意見

「調査データの管理・保管」についての意見を自由に書いてもらった。回答者の調査経験を踏まえた多くの意見を、しばしば長文にわたって書いていただいた。残念ながら紙幅の関係でここでは、そのすべてを紹介できない。記述くださったなかから、「調査データの管理・保管」に関わるいくつかのポイントについて、見出しを付して紹介したい。

⑴ アーカイブの必要性

19－（社会学）一般公開・データ共有などができるパブリック・アーカイブスなどに管理・保存が可能であるとよい、と考えています。

20－（その他）調査データも学界の共有財産として保管される様なシステムが必要

63－（社会学）自分の収集したカセットテープなどはデジタル化をはかりたいが、時間的、経済的余裕がないのが問題。一般に、今後は管理・保存についても調査協力者に予め許諾をとることが望ましいと考えるが、まずオーラル・データ管理・保存が可能な施設が欲しい。せめてテーマごとに受入れ可能なライブラリーができれば、二次資料としての利用も可能となる。オーラル・データの受入れ方としては、調査協力者の個人名の公開、許諾者＋音声＋ＴＳがそろったものがよいだろう。

⑵ データは処分・破棄

62－（教育学）私自身は、未整理ですが、過去のインタビュー記録は文字化して活字媒体（論文・書籍・報告書など）として残せば、処分してもいいのではないでしょうか。これも未整理ですが、記録・記念写真等は整理して保存（古いものはプリントアウトしてアルバムへ、最近のものはDVDに保存）するのがいいのではないでしょうか。

70－（社会学）対象者の個人情報の保護を尊重し、（許諾を得たもので）必要なもの以外は破棄すべきだ。

⑶ アーカイブへの疑念

5－（歴史学・文化人類学）・どうあるべきかといった一般論については、ボクには考えが及ばない。

・足掛け 30 年以上のつきあいの過程で得た信頼感、それは、語りを記録として保存、公開することを前提としていたわけではなく、ぼく自信が語りをベースに本を書き、論文に仕上げることが前提とされている。・確かに 30 年に渡る語りは、莫大量にのぼり、このまま死するのは何とももったいないとは思う。・しかし、それを公開した場合、一体誰がどのような資料として使えるのであるだろうか。・アーカイブ化を前提に具体的な許諾を得、その上で語ってもらう語りに、果たして”味”はあるのだろうか？”味”のない語りは文献学にまかせれば良いように思う。

29－（その他）以下、インタビュー・データに限って述べる。調査データ取得については個人的信頼関係が大きく関わっており、個人の秘密やプライバシーへの配慮に関する信頼があったために入手できた部分は大きい。アーカイブ化することによって質的データが別の意義を与えられたものとして生きる可能性は大きいが、いつでも信頼関係に基づいて気持ちの変化に柔軟に対応できることの利点も大きい。人と人の関係の結果として、得られた生きた、そして価値や意味づけが変化していくデータであることへの配慮が何よりも優先すると考える。入手の経過だけでなく、対象者自身の意味や価値の変化、プライバシーの問題など様々な個別のケースに関わる調査者との関係が担保してきたものがどうなるのか。また、個別の文脈・関係と切り離されたとき、インタビューの価値をどう確保できるのか。個人所有であることによって失われる価値、他の調査者による再評価の可能性などと同時に議論が必要であろう。公的に残された文書同様の公的な語りと私的なものとの間には大きなへだたりがある。これと同じくインタビュー内容や対象、インタビューの性質による差も大きいと考える（そのため「調査」とくくってのこのアンケートでは１つの答えとして答えにくい部分があった）。

(4) アーカイブの課題

39－（歴史学）・全データを保存し、他の人が活用できるのが理想であるが、難しいと思う。（1）DB の活用を考えがちだが、これを全面的に信頼するのは問題があると思う（2）個人的に集めたデータを個人で管理・保存するのは限界があるが、こうしたデータは個々質的差異があるので、センターのような施設を考えても、クリアすべき課題があると思う……

48－（歴史学）書籍とは別の保存管理のための「オーラル・ヒストリー館」が必要。図書館のように万人に開放されたものではなく、利用者は制限すべき。語り手が生存中、語り手の死後〇〇年後公開など細かい規定も必要かと思う。原則として公人の語りデータは即公開可。オーラルヒストリー館の「図書館司書」様の職の要請システムも、大学等でやって欲しい。……

89－（社会学）ライフストーリー研究が生や経験の全体性を射程に入れるものであるならば、オーラリティを生かした管理・保存の仕方を積極的に考えていっていいように思う。それが、知が生成された「物」（調査のコンテクスト）をしっかり残し、了解可能性を豊かにしていくことにつながっていくと思う。（もちろん、それはオーラルなものに限らないが）

104－（民俗学）・データのアーカイヴ化は価値があると考えます。　・本人の許諾が必要です。また、亡くなった場合は家族の許諾で良いのか検討するべきです。　・プライバシーをどのように守るのか（固有名詞や個人名もたくさんあります）課題は多いと考えます。　・一定の期間（数十年間）は非公開とするなど、プライバシーを守るためのルール作りが必要です。

127－（社会学）保存や管理について制度化されることは積極的に賛同します。ただし、先述した二次データの利用や公表に関しては、量的調査のそれとは異なった基準を作っていただければと思います。データの「つくり方」があまりにも違うように思うからです。インタビューの場合と調査票を配布した場合では、異なる点があるかと思います。この点が議論された上で調査データの管理・保存がおこなわれていけばと思っています。

131－（教育学）調査データを共有の財産とできればよいが、質的調査によって得られたデータの場合、この人だから語ってくれたというストーリーが多くあるのではないか。そうした極めてプライベートな内容のストーリーについては、伸張に管理、保存する必要がある。

(5) データの管理・保存と公開の矛盾

55－（社会学）……ところが、記録を残し、それを継承していくうえで問題となることのうちの一つは、そのデータの管理や保存と情報の公開の矛盾です。被爆者の方々の意向を最も尊重しプライバシーに配慮するならば、データは調査者だけで保存することになりかねません。しかし、この研究が、「被爆者の方々の多様なライフストーリーを知ることによって、次世代以降が『被爆』という出来事を語り継ぐ」ことにある以上、情報は共有される必要があります。……

(6) 個人によるデータの保管をめぐって

33－（社会学）技術の進歩によってデータの保存方法の変換が極めて速くなっている。論文発表に関して専門業者に頼らないとデータの保存や出力が難しくなっている。今後大学など研究機関でもデータ保存の教育や相談サービスの充実がますます必要になると考える。

65－（社会学）パソコンの起動にパスワードをかけているとはいえ、改めて思い返すと、質的データの管理が甘かったことにこのアンケートを通じて気づかされた。（ウイルス対策は十分にしているつもりだが、何かで感染し保存していた質的調査データがネット上に流出してしまった場合、無限にコピーされ残り続けるという問題があり、むしろ CD や DVD に焼いて、HDD からは削除すべきではないかと気づかされた）

82－（社会学）データの保存を複数のパソコンや媒体にすること（……）にためらいを感じながらも、もし誤ってデータが消失してしまったらと思うとやめられない。……

111－（その他）データの管理・保存については万全を期しているつもりですが、個人の自宅で行っていることなので、データが壊れたり、ウィルスに侵されたりすることについては不安な面もあります。この調査のデータに関してはまだよいですが、過去に行った調査のデータに関しては音楽用カセットテープと録画テープが積んである状態です。特に録画テープについては、今は再生機がないので見ることができません。一度、DVD 化することを考えましたが、業者に見積もりをとったところ数万円かかるというのでそのままになっています。